

刑務所内だけではなく、拘置所内においても
運転免許の更新を認めることに関する意見書

刑が確定して刑務所に入っている人にも運転免許の更新が許可されている。刑期を終え、社会復帰する際、運転免許証は就職だけでなく、生活必需品ともいえる現実も想定されることから、当然である。

しかし、拘置所等に勾留されている未決拘禁者（逮捕起訴され勾留されているが、まだ刑が確定していない人）は、憲法第 13 条（幸福追求権）、第 14 条（平等権）、第 22 条（職業選択の自由）、第 31 条（適正手続きの保障）、及び刑事訴訟法第 336 条（無罪判決）により、無罪推定がなされている立場であるにもかかわらず、その権利が認められていない。

運転免許は失効から 3 年を超えると更新ができなくなり、勾留期間中に運転免許更新ができる期間が過ぎてしまうこともある。

今年 5 月 27 日、名古屋刑務所で服役中の男性が、未決勾留中を理由に失効した運転免許の再取得を拘置所が拒否したのは憲法に違反するとして、国家賠償請求訴訟を名古屋地裁に起こしている。

たとえどのような罪を犯していたとしても、国家がその人の生きる権利やあらゆる人の人生を閉ざしてはならない。

よって、本市議会は、憲法及び刑事訴訟法を遵守し、国民の生きる権利を守る立場から、下記の事項について強く求めるものである。

記

- 1 刑務所、拘置所という、私たちに見えないところで行われている不当な扱いの中で、未決拘禁者が例外なく運転免許更新ができるように制度改正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 19 日

岸和田市議会